

特記仕様書

1.【総 則】

(適用範囲)

本仕様書は、宇治 198 号線道路改良事業補償積算業務委託（以下、本委託）に適用する。

(委託内容)

本委託は、宇治 198 号線道路改良事業、中宇治地域市民協働推進拠点整備事業で必要となる土地等の取得等に伴う物件移転補償（建物など）の算定を行うことを目的としている。

(履行期間)

本委託の履行期間は、令和7年 10 月 31 日までとする。

(使用する基準等)

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書による他、国土交通省近畿地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」（以下、共通仕様書）に準ずるものとする。なお、共通仕様書の「監督職員」は「調査職員」、「主任担当者」は「管理技術者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(提出書類)

委託金額が 100 万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議すること。

(資料の貸与および返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し、他の目的に使用してはならない。

(土地への立入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、標準仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ①報告書
- ②図面
- ③CD-R (CAD データ(dwg,dxf,sfc 等),Word,Excel,PDF)

(守秘義務)

受注者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報情報が漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

(契約変更)

- ①設計図書と現地の調査対象物件が著しく相違する場合は、協議の上、設計変更の対象とする。
- ②建物所有者との協議が整わず、調査が実施できない物件が発生した場合は、その内容に応じて減額変更を行うものとする。
- ③建物所有者と協議により、調査対象物件を追加する場合は、その内容に応じて、増額変更を行うものとする。

2. 【調査業務】

(作業内容)

- ① 本委託は、宇治 198 号線道路改良事業、中宇治地域市民協働推進拠点整備事業により支障となる家屋などの移転にともなう物件補償積算を実施するものとする。
- ② 本委託は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準・損失補償標準算定書」に基づき行うものとする。ただし、公共施設の補償の場合は、「公共補償基準」に基づき行うこと。
- ③ 現地調査実施時期および調査時間については、用地・建物の所有者との調整を十分に行って実施するものとし、調査時間による設計変更は行わないものとする。
- ④ 補償費算定にあたっては、京都府発行の損失補償標準算定書によるものとするが、使用する単価等については別途協議するものとする。

(調整)

- ① 本委託の成果品を使用するの用地補償については、用地課、市民協働推進課と共に行うため、用地課、市民協働推進課の担当職員とも打合せを行うものとする。
また、権利者との交渉に本成果品を使用する場合の対応についても行うものとする。

3. 【その他】

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。